

平成25年度

集団指導資料 居宅介護支援、介護予防支援



平成26年3月

岡山市保健福祉局事業者指導課

平成25年度集団指導資料(居宅介護支援、介護予防支援)目 次

日時: 平成26年3月5日(水) 場所: 岡山ふれあいセンター

1	平成26年度介護報酬改定について	1
2	主な関係法令	7
3	居宅介護支援及び介護予防支援事業の基準条例の制定につい	~·····································
4	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準にこについて)いて」等の一部改正 52
5	条例制定に伴う「運営規程の変更届出」及び「(役員等が暴力 誓約書、役員等名簿の提出について ·	団員でない旨の) ·····62
6	介護サービス事業所の指定更新について	·····70
7	事業運営上の留意事項	72
8	介護報酬の概要について	88
9	モニタリングに係る「特段の事情」の取扱いについて (概要)	109
10	軽度者の福祉用具貸与の取扱い	114
11	介護支援専門員の資格管理について	122
•		129 130 135

○ 相応店七川腰又接に安りの賃用の額の身足に関りる基準(平成十二年	学生省古小泉二十号)(ジ) (変更点は下線部)
現 行	改 正 案
別表	別表
指定居宅介護支援介護給付費単位数表	指定居宅介護支援介護給付費単位数表
居宅介護支援費	居宅介護支援費
イ 居宅介護支援費(1月につき)	イ 居宅介護支援費(1月につき)
(1) 居宅介護支援費(I)	(1) 居宅介護支援費(1)
(→) 要介護1又は要介護2 1,000単位	(→) 要介護1又は要介護21,005単位
二 要介護3、要介護4又は要介護51,300単位	
(2) 居宅介護支援費(1)	(2) 居宅介護支援費(1)
─ 要介護1又は要介護2500単位	(→) 要介護1又は要介護2 502単位
□ 要介護3、要介護4又は要介護5 650単位	□ 要介護3、要介護4又は要介護5 653単位
(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)	(3) 居宅介護支援費(11)
(→) 要介護1又は要介護2 300単位	
□ 要介護3、要介護4又は要介護5 390単位	□ 要介護3、要介護4又は要介護5 392単位
注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援	注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援
(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46	(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46
条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行	条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行
い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員	い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」	及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」
という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提	という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提
出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定す	出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定す
る指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)について、次に	る指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)について、次に
掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
イ 居宅介護支援費(1) 指定居宅介護支援事業所(基準第2条	イ 居宅介護支援費(1) 指定居宅介護支援事業所(基準第2条

- 1 -

働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数| を除く。)に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介 護支援事業所の介護支援専門員の員数(指定居宅サービス等 の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第37号) 第2条第7号に規定する常勤換算方法で算定した 員数をいう。以下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」 という。)が40未満である場合又は40以上である場合において、 40未満の部分について算定する。

第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)

において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、

当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に

基づき指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する

指定介護予防支援事業者をいう。)から委託を受けて行う指定

介護予防支援(同項に規定する指定介護予防支援をいう。)の

提供を受ける利用者数(基準第13条第25号に規定する厚生労

- ロ 居宅介護支援費(II) 取扱件数が40以上である場合において、 40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費(皿) 取扱件数が40以上である場合において、 60以上の部分について算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基 準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定 する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所 定単位数は算定しない。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援 事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、 特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相 当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介 護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数 の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働 大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業 の実施地域(基準第18条第5号に規定する通常の事業の実施地 域をいう。)を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定 単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業 所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算す
- 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定 施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は小規模多機 能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活

働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数| を除く。)に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介 護支援事業所の介護支援専門員の員数(指定居宅サービス等 の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第37号) 第2条第7号に規定する常勤換算方法で算定した 員数をいう。以下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」 という。)が40未満である場合又は40以上である場合において、 40未満の部分について算定する。

第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)

において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、

当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に

基づき指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する

指定介護予防支援事業者をいう。)から委託を受けて行う指定

介護予防支援(同項に規定する指定介護予防支援をいう。)の

提供を受ける利用者数(基準第13条第25号に規定する厚生労

- ロ 居宅介護支援費(II) 取扱件数が40以上である場合において、 40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費団 取扱件数が40以上である場合において、 60以上の部分について算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基 準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定 する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所 定単位数は算定しない。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援 事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、 特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相 当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介 護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数 の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働 大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業 の実施地域(基準第18条第5号に規定する通常の事業の実施地 域をいう。)を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定 単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業 所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算す
- 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定 施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は小規模多機 能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活

介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは複合型サービスを受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

ロ 初回加算 300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画 (法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する 利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚 生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位 数を加算する。ただし、イの注2に規定する別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項 の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1 項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は 中核市の市長)に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準 に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算す る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にお いては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 特定事業所加算(I) ロ 特定事業所加算(I) 500単位 300単位

- 入院時情報連携加算

注 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(I) ロ 入院時情報連携加算(II)

200単位 100単位

ホ 退院・退所加算

100単位 300単位

- 3 -

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人

介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは複合型サービスを受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

口 初回加算 300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画 (法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する 利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚 生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位 数を加算する。ただし、イの注2に規定する別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項 の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1 項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は 中核市の市長)に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準 に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算す る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にお いては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 特定事業所加算(I) ロ 特定事業所加算(II) 500単位 300単位

入院時情報連携加算

注 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(I)

200単位

ロ 入院時情報連携加算(I)

100単位

ホ 退院・退所加算

300単位

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人 福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所

(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第126号) 別表指定地域密着型サービス 介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのョ又は 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12 年厚生省告示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単位数 表の介護福祉施設サービスのワの在宅・入所相互利用加算を算定 する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密 着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退 所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護を提供する必要 以は企業保険施製の職員と西熱を行い、当該利用者と関する必要

別にコにコにカスト、コ欧州所に、シ派が、地域出名至月度を入間紅地心 又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要 な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サ ービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サー ビスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入院又は入所 期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する。ただし、

初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。 認知症加算

注 日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。)の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ト 独居高齢者加算 150単位

注 独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は、1月 につき所定単位数を加算する。

チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合にお

(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第126号) 別表指定地域密着型サービス 介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのヨ又は 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12 年厚生省告示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単位数 表の介護福祉施設サービスのワの在宅・入所相互利用加算を算定 する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密 着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退 所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設 又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要 な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サ ービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サー ビスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入院又は入所 期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する。ただし、 初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

へ 認知症加算 150単位

注 日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。)の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ト独居高齢者加算

150単位

注 独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は、1月 につき所定単位数を加算する。

チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

300単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合にお

いて、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指 定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定し ている場合は、算定しない。

リ 複合型サービス事業所連携加算

300単4

- 注 利用者が指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービスをいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定複合型サービスを提供する指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定複合型サービス事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定複合型サービス事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。
- ヌ 緊急時等居宅カンファレンス加算

200単位

- 5 -

注 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は 看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、 必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型 サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき 1月に2回を限度として所定単位数を加算する。 いて、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指 定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定し ている場合は、算定しない。

リ 複合型サービス事業所連携加算

300単位

- 注 利用者が指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービスをいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定複合型サービスを提供する指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。) に提供し、当該指定複合型サービス事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定複合型サービス事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。
- ヌ 緊急時等居宅カンファレンス加算

200単位

注 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は 看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、 必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型 サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき 1月に2回を限度として所定単位数を加算する。

(変更点は下線部)

現

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表

介護予防支援費

イ 介護予防支援費(1月につき)

. .

- 注1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。)第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する首定介護予防支援事業者をいう。)について、所定単位数を算定する。
 - 2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介 護予防小規模多機能型居宅介護者しくは介護予防認知症対応型 共同生活介護(介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場 合を除く。)を受けている場合は、当該月については、介護予防 支援費は、算定しない。

口 初回加算 300単位

- 注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防 支援事業所をいう。)において、新規に介護予防サービス計画(法 第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。)を作 成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、 初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。
- ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位
- 注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

改正案

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費

イ 介護予防支援費(1月につき)

414単位

- 注1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。)第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)について、所定単位数を算定する。
 - 2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介 護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型 共同生活介護(介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場 合を除く。)を受けている場合は、当該月については、介護予防 支援費は、算定しない。
- ロ 初回加算

300単位

- 注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防 支援事業所をいう。)において、新規に介護予防サービス計画(法 第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。)を作 成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、 初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。
- ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位
- 注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

- 1 -

方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画(指定地域密着型介護予防サービス等準第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。)の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画(指定地域密着型介護予防サービス等の利用に係る計画という。以下同じ。)に提供し、当該指定介護予防サービス等の利用に係る計画という。以下同じ。)の作成管準費予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。)の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集中 減算	
	接費 (1) 居宅介護支援費(I) 要介護1・2 (1,005単位) 要介護3・4・5 (1,306単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2	(502単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき - 200単位
イ 居宅介護支援費 (1月につき)		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護3・4・5	(653単位)					
			要介護3・4・5	(392単位)					
ロ 初回加算	可回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算		(1) 特定事業所加算(I) (2) 特定事業所加算(II)		+500単位)					
二 入院時情報連携加算		(1) 入院時情報連携加算(I)(2) 入院時情報連携加算(I)		+200単位)					
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中3回を限度に +300単位)									
へ 認知症加算 (1月につき +150単位)									
ト 独居高齢者加算 (1月につき +150単位)									
チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)									
り 複合型サービス事業所連携加算 (+300単位)									
ヌ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)									

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造 介護予防支援費

基本部分

1 介護予防支援費(1月につき) (414単位)

ロ 初回加算 (+300単位)

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)

2 主な関係法令

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
- ·介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

【居宅介護支援】

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)

⇒平成26年度から

◎岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(平成26年市条例第 号)

- ◎岡山市指定指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (岡山市規則第 号)
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企第22号)

⇒平成26年度から

◎介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅介護支援等の基準等について

- ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)
- ・介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(平成11年老企第29号)
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理 指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する 基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)
- ・退院・退所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る様式例(平成21年老振発第0313001号)

【介護予防支援】

・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第37号)

⇒平成26年度から

- ◎岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成26年市条例第一号)
- ◎岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(岡山市規則第号)
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年老振発第0331003号)

⇒平成26年度から

◎介護保険法に基づき条例で規定された指定介護予防支援等の基準等について

※国の法令・通知等は、次の文献、ホームページ等でご確認ください。

文献:介護報酬の解釈1単位数表編平成24年4月版(発行:社会保険研究所)・・・・青本介護報酬の解釈2指定基準編平成24年4月版(発行:社会保険研究所)・・・赤本

介護報酬の解釈 |3|QA・法令編 平成24年4月版(発行:社会保険研究所)・・・・緑本

ホームページ

- ・厚生労働省 法令等データベースシステム http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/
- ・厚生労働省 平成24年度介護報酬改定について http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/housyu/kaitei.html
- ・厚生労働省 介護サービス関係Q&A http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html
- ・総務省 法令データ提供システム http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi
- ※岡山市の条例、規則、通知は岡山市のホームページでご確認ください。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚牛省令第三十八号)

最終改正:平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(平成26年岡山市条例第●号)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十七条第一項第一号並びに第八十一 条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す る基準を次のように定める。

第一章 趣旨及び基本方針(第一条・第一条の二)

第二章 人員に関する基準(第二条・第三条)

第三章 運営に関する基準 (第四条—第二十九 条)

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第三十条)

附則

第一章 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第一条 基準該当居宅介護支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」 という。) 第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。) の事業に係る法第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援 (法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。) の事業に係る 法第八十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、そ れぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項につい て都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九 第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十 二第一項の中核市(以下「中核市」という。) にあっては、指定都市又は中核市。 以下この条において同じ。) が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条 (第 三十条において準用する場合に限る。)及び第三条(第三十条において準用する 場合に限る。)の規定による基準
- 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項につい

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 基本方針(第4条)

第3章 人員に関する基準(第5条・第6条)

第4章 運営に関する基準(第7条-第32条)

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該 当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をい う。以下同じ。) 及び指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅 介護支援をいう。以下同じ。) の事業の人員及び運営に関する基準を定めるとと もに、法第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者(法 第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)の 指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

- て都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項 (第三十条において準用する場合に限る。),第五条(第三十条において準用する場合に限る。),第十三条第一項第七号,第九号から第十一号まで,第十三号,第十五号及び第二十五号(第三十条において準用する場合に限る。),第二十三条(第三十条において準用する場合に限る。)並びに第二十七条(第三十条において準用する場合に限る。)の規定による基準
- 三 法第八十一条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道 府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条及び第三条の規定による基 準
- 四 法第八十一条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道 府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、 第十三条第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二 十五号、第二十三条並びに第二十七条の規定による基準
- 五 法第四十七条第一項第一号又は第八十一条第一項若しくは第二項の規定により、 法第四十七条第二項第一号及び第二号並びに第八十一条第三項第一号及び第二号 に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべ き基準この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(一般原則)

- 第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。
- 2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センター(法第115条の46第1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)から求めがあった場合 には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業 その他の事業に協力するものとする。

(基本方針)

第一条の二 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に 応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な 事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければなら ない。
- 3 指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、<u>市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター</u>、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

4 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則 で定める責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対 し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

〈条例施行規則〉 (案)

(虐待防止責任者)

第2条 条例第3条第4項に規定する規則で定める責任者は、当該指定居宅介護支援事業所の従業者の員数が2以上の場合に限り設置するものとする。

第2章 基本方針

(基本方針)

- 第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に 応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、 多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるもので なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の 意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居 宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同 じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよ う、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、<u>市町村、地域包括支援センター</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの(以下<u>第三条</u>第二項を除き、単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

(管理者)

第三条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- 二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指 定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第三章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十八条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が<u>第一条の一</u>に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織

(従業者の員数)

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。
- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

- 第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に 従事する場合
 - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する 指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が<u>第4条</u>に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、 当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の 使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、第三項の規定により第一項に規定する重要事項を 提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用い る次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得な ければならない。
- 一 第三項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又は その家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が あったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって 次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供する ことができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を 交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその 家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受 信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を 提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、そ の用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法によ る承諾を得なければならない。
- (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又は その家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の 申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重

を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第五条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第六条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者 が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助 を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門

要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を 拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該 指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以 下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供す ることが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他 の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者 が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必 要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援

員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求めら れたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の 定に基づき居宅介護サービス計画費(法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービ ス計画費をいう。以下同じ。) が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係る ものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス 計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。) と、居宅介護サービス 計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の 事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに 要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に 当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に ついて説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第 一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提 供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十二条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行 われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を 行い、常にその改善を図らなければならない。

専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族 から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サ ービス計画費をいう。以下同じ。) が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる 場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居 字介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。) と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしな ければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の 事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、 それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に 当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び 費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条 第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介 護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう 行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならな 1
- 2 指定居宅介護支援事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定居宅 介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用するこ とができるように支援しなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- 一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を<u>行う。</u>
- 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した 日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を<u>把握しなけ</u>ればならない。
- 七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を<u>得なければならない。</u>
- 八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に 基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
 - (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
 - (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が<u>行われるようにするこ</u>と。
 - (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
 - (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
 - (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
 - (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。
 - (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提

制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 九 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- 十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を<u>得なければならない。</u>
- 十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- 十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 十三 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより<u>行わなければ</u>ならない。
- <u>イ</u> 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- <u>ロ</u> 少なくとも一月に一回, モニタリングの結果を記録すること。
- 十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの

- 供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施 状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要 に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整そ の他の便宜の提供を行うこと。
- (13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。
- <u>ア</u> 少なくとも1月に1回,利用者の居宅を訪問し,利用者に面接すること。 イ 少なくとも1月に1回,モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な

意見を<u>求めるものとする。</u>ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

<u>イ</u> 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項 に規定する要介護更新認定を受けた場合

<u>ロ</u> 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項 に規定する要介護状態区 分の変更の認定を受けた場合

十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ 効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが 困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院<u>又は</u>入所を希望する場 合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を<u>行うものとする。</u>

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該<u>留意点</u>を尊重してこれを<u>行うものとする。</u>

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に

- 見地からの意見を<u>求めること。</u>ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- <u>ア</u> 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更 新認定を受けた場合
- <u>イ</u> 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画 の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院<u>若しくは</u>入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めること。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うこととし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意することとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に

あっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

- 二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- 二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- 二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- 二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項 の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情

- あっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に<u>記載するこ</u>と。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に 規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅 サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、 利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密 着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説 明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをい

報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当 居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載し た文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、 当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第十五条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- ー 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと 等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の青務)

第十七条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援 専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものと する。

(運営規程)

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

- う。) として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当 居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を 記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場 合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が 次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村 に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

- 第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援 専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う ものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。) として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種,員数及び職務内容
- 三、営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五. 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの<u>区画</u>を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- (1) 事業の目的及び軍営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事故発生時における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 成年後見制度の活用支援
- (9) 苦情解決体制の整備
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

- 第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を 提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者 の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、<u>研修計画を作成し、当該計画に従い</u>、研修を実施しなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの<u>規則で定める基準を満たした事務室又は区画</u>を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

- 第二十三条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正 当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよ う、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

〈条例施行規則〉 (案)

(事務室又は区画)

- 第3条 条例第23条に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。
 - (1) 利用者から相談を受け、サービス担当者会議を開催するため等に適切なスペースを確保すること。
 - (2) 第三者からの視線が遮断されるなど、相談者のプライバシーが十分に確保されていること。
- (3) 相談者が、他の事業所の専用スペースを通らず直接出入りできること。解釈通知(案)
- 相談スペースを共用する場合は、時間配分などでプライバシーに配慮すること。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

- 第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正 当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの ないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第二十五条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変 更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨 の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容 等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
 - 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変 更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用す べき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条

条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に 関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力する とともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号 の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わ なければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第二十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸 記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する 次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。
- 一 第十三条第十二号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する

- 第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に 関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力 するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会 から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必 要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、 指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸 記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する <u>次に掲げる</u>記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。 (1) 第16条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関
 - <u>(1) 第16条</u>第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関 する記録

記録

- 二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
- イ 居宅サービス計画
- ロ 第十三条第七号に規定するアセスメントの結果の記録
- <u>ハ</u> 第十三条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録
- 二 第十三条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録
- 三 第十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 <u>第二十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置について の記録

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十条 第一条の二,第二章及び第三章(第二十六条第六項及び第七項を除く。)までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条において準用する第十八条」と、第十条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項 の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第四十六条第二項 に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第三項 に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則 (平成一二年二月二一日厚生省令第一二号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則 (平成一二年一二月八日厚生省令第一四一号) 抄

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
- (3) 第16条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- (4) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第22条第1項に規定する従業者の勤務の体制等の記録
- (6) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 法第18条第1号に規定する介護給付及び第13条に規定する利用料等に 関する請求及び受領等の記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第2章から前章(第29条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、 基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号) 抄 (施行期日)

1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月一四日厚生労働省令第二九号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一四日厚生労働省令第三三号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置) 第七条 平成十七年改正法附則第十条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者 とみなされた者が指定居宅介護支援の事業を行う事業所については、第四条による改正 後の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(以下「指定居宅介護支援 等新基準」という。)第三条第二項の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日まで の間は、当該指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員でない場合であって も当該職務に従事することができる。

第八条 平成十七年改正法附則第十条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者とみなされた者が事業を行う指定居宅介護支援の事業を行う事業所については、指定居宅介護支援等新基準第十三条第二十五号の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間は、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受ける利用者の数の上限については適用しない。

附 則 (平成一八年九月八日厚生労働省令第一五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月二九日厚生労働省令第一三五号)

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十

年法律第四十二号)の施行の日(平成二十一年五月一日)から施行する。 附 則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則 (平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則 (平成二五年九月一三日厚生労働省令第百五号) 抄 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。